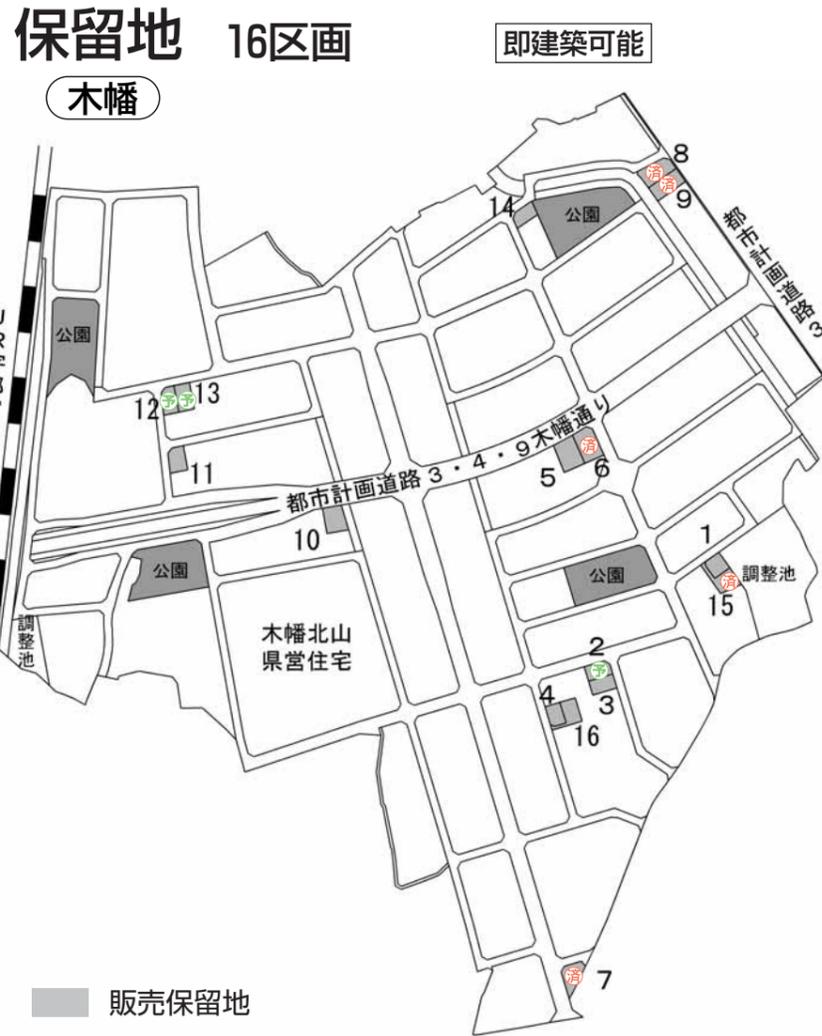


特集 矢板に家を建てよう!!

(保留地・市有地販売)

番号	所在		面積 ㎡ (参考坪)	販売価格 (万円)	用途地域
	街区	符号			
1	25	4	202.00 (61.10)	525	第一種低層住居専用
2	27	4	217.46 (65.78)	585	第一種低層住居専用
3	27	11	217.02 (65.64)	517	第一種低層住居専用
4	27	9	200.97 (60.79)	553	第一種低層住居専用
5	31	3-2	385.69 (116.67)	1,200	第二種住居
6	31	3-3	385.69 (116.67)	1,230	第二種住居
7	35	1	273.99 (82.88)	419	準工業
8	19	1	345.76 (104.59)	1,090	第二種住居
9	19	9	320.00 (96.80)	995	第二種住居
10	41	2	310.98 (94.07)	880	第二種住居
11	7	1	177.60 (53.72)	483	第二種住居
12	6	1-1	248.72 (75.23)	677	第二種中高層住居専用
13	6	1-2	255.91 (77.41)	653	第二種中高層住居専用
14	17	1	189.97 (57.46)	532	第一種低層住居専用
15	25	3	280.15 (84.74)	572	第一種低層住居専用
16	27	12	249.02 (75.32)	515	第一種低層住居専用



市有地 5 区画

番号	大字	地番	面積(㎡)	販売価格(万円)	用途地域
1	中	2009-3	244.46	870	第二種低層住専
2	東町	3014-4	145.34	379	第一種低層住専
3	東町	3019-3	329.74	1,088	準住居
4	木幡	1308-13他2筆	1,717.96	2,285	第二種住居 第一種低層住専
5	東町	1209-5	2,287.08	3,110	第一種低層住専



好評 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金

～市内にマイホームを取得する方へ～
 市では、第2次21世紀矢板市総合計画の目標人口(38,500人)を達成するために、市内に新たに住居を求めの方に対して補助金を交付することで、一層の定住促進を図ることを目的とし、この補助制度を始めました。
 平成23年10月から制度が始まり、153の方がこの補助金を利用しています。(平成25年9月30日現在)

- 条件/次の①～④の全てを満たすこと
- ①平成23年10月1日から平成28年3月31日までの間に、新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
 - ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住すること。
 - ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
 - ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。
- ※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。
 ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、転入または転居を伴わない場合は対象になりません。

補助金額/

基本補助 (①～④のいずれか)	
①新規用地購入 + 住宅新築	50万円
②住宅のみ新築	40万円
③用地 + 中古住宅購入	30万円
④中古住宅のみ購入	20万円

+

条件による加算 (該当する場合追加)	
⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合	5万円 (子どもの数で金額は変わりません)
⑥矢板市内の建築業者を利用した場合	5万円

(注意) 住宅新築とは、新築建売住宅の購入も含みますが、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことの無いものです。
 補助金の受付/申請期限は、住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。
 補助金対象外/①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金」の適用を受けた方
 ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
 ③公共工事に伴う住居の移転・建て替え
 ④建て替えのための一時的な転居など
 そのほか/この補助金は、所得税法の「一時所得」として扱われます。詳しくは税務署または市税務課に確認してください。
 ・個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
 申請・問い合わせ/総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112

申し込み方法

資格/①都市計画法に規定されている用途地域にあった土地利用をする方
 ②土地引き渡し後、善良な管理を行う方
 ※土・日・祝日を除く 8:30~17:00
 申込方法/申込は随時受け付けています。
 市有地は総務課防災管財班、保留地は都市建設課市街地整備班にある申込書で、直接申し込むか郵送でお送りください。
 ※そのほかホームページでも詳しくご案内しています。
 申込・問い合わせ/市有地 総務課 防災管財班 ☎(43)1113
 保留地 都市建設課 市街地整備班 ☎(43)6213
 HP http://www.city.yaita.tochigi.jp